

令和8年厚木市議会第3回会議（6月定例会議）提出案件一覧表

- 報告第7号 令和7年度厚木市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第8号 令和7年度厚木市公共下水道事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第9号 令和7年度厚木市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第10号 令和7年度厚木市公共下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第11号 専決処分の報告について（厚木市市税条例及び厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第38号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議案第39号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議案第40号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議案第41号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 議案第44号 動産の取得について
- 議案第45号 動産の取得について
- 議案第46号 令和8年度厚木市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 令和8年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

- ◎ 公益財団法人厚木市スポーツ協会の経営状況を説明する書類の提出について
- ◎ 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの経営状況を説明する書類の提出について
- ◎ 公益財団法人厚木市文化振興財団の経営状況を説明する書類の提出について
- ◎ 公益財団法人厚木市環境みどり公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第7号

令和7年度厚木市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和7年度厚木市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費 予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
40 土木費	20 都市 計画費	複合施設 建設事業	31,579,711,000	6,526,699,000	896,576,200	7,423,275,200
50 教育費	10 小学校 費	依知南小学校 施設整備事業	3,574,643,000	531,965,000		531,965,000
		緑ヶ丘小学校 施設整備事業	4,152,890,000	323,899,000		323,899,000
	25 保健 体育費	南毛利 スポーツセン ター改修事業	176,000,000	105,600,000		105,600,000
合計			39,483,244,000	7,488,163,000	896,576,200	8,384,739,200

(単位：円)

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国 県 支出金	市 債	その他
7,059,646,800	363,628,400	363,628,400	8,728,400	10,000,000	344,900,000	
428,140,900	103,824,100	103,824,100	26,024,100		77,800,000	
129,258,800	194,640,200	194,640,200	48,740,200		145,900,000	
33,564,000	72,036,000	72,036,000	36,000		72,000,000	
7,650,610,500	734,128,700	734,128,700	83,528,700	10,000,000	640,600,000	

報告第8号

令和7年度厚木市公共下水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和7年度厚木市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	令和7年度継続費額		
				予算額	前年度 繰越額	計
1 資本的支出	1 建設改良費	河原場 ポンプ 発電設 備事業	400,000,000	280,000,000	20,000,000	300,000,000
		水道 左岸区 排水事 業	1,050,000,000	200,000,000		200,000,000

(単位：円)

支出義務 発生 (見込)額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通 次繰越額 に係る繰 越を要す るたな卸 資産の購 入限度額
			国 県 支 出 金	企 業 債	その他	損 益 勘 定 留 保 資 金	
20,000,000	280,000,000	280,000,000	36,000,000	218,800,000	25,132,000	68,000	
	200,000,000	200,000,000	76,801,000	123,100,000		99,000	

報告第9号

令和7年度厚木市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和7年度厚木市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
10 総務費	10 企画文化費	七沢自然ふれあいセンター施設改修事業（長寿命化）	146,809,000
		七沢自然ふれあいセンター維持補修事業	76,356,000
	20 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳等事務（その2）	41,741,000
15 民生費	5 社会福祉費	生きがいセンター維持補修事業	15,180,000
	10 児童福祉費	子育て支援センターリニューアル事業	6,380,000
		物価高対応子育て応援手当支給経費	630,000,000
		物価高対応子育て応援手当事務経費	12,688,000
15 生活保護費	生活保護費追加給付事務	77,270,000	
20 衛生費	10 清掃費	環境センター維持補修事業	273,000,000
30 農林水産業費	5 農業費	中津川坂本頭首工転倒堰補修事業負担金	20,625,000
		県営かんがい排水事業（相模川右岸幹線改修工事）負担金（その2）	541,000
35 商工費	5 商工費	あつぎ暮らし応援事業	1,173,180,000
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路用地取得事業	51,244,000
		道路交通環境整備事業	8,000,000
		生活道路整備事業	100,000,000
		道路整備用地取得事業	163,225,000
		歩道整備事業	56,000,000
	15 河川費	河川維持補修事業	10,000,000
	20 都市計画費	中町第2-2地区周辺整備事業	5,500,000
本厚木駅北口周辺整備事業		18,000,000	

(単位：円)

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
146,809,000			110,100,000		36,709,000
69,905,108			18,800,000		51,105,108
13,438,000		13,438,000			
15,180,000					15,180,000
6,380,000					6,380,000
26,440,000		26,440,000			
2,594,000		2,594,000			
76,940,000					76,940,000
273,000,000			204,700,000		68,300,000
20,625,000			16,900,000		3,725,000
541,000					541,000
674,141,417		449,312,394			224,829,023
4,966,249			2,100,000		2,866,249
8,000,000			7,200,000		800,000
100,000,000			90,000,000		10,000,000
142,599,039			128,300,000		14,299,039
56,000,000			50,400,000		5,600,000
10,000,000					10,000,000
5,500,000					5,500,000
18,000,000					18,000,000

款	項	事業名	金額	
(土木費)	(都市計画費)	山際土地区画整理推進事業	11,000,000	
		長谷南部土地区画整理推進事業	13,000,000	
		厚木環状3号線街路整備事業	132,000,000	
		中町北停車場線街路整備事業	3,000,000	
		街路用地取得事業	104,540,000	
45 消防費	5 消防費	物資集積拠点整備事業	25,000,000	
		避難所生活環境整備事業	79,293,000	
50 教育費	10 小学校費	小学校校舎・体育館改修事業（長寿命化）	7,480,000	
		小学校校舎・体育館改修事業（長寿命化） （その2）	318,543,000	
		小学校維持補修事業	39,153,000	
		小学校LED化推進事業	33,732,000	
		小学校給食施設維持補修事業	3,696,000	
		学校給食施設改修事業（長寿命化）	21,879,000	
	15 中学校費	中学校校舎・体育館改修事業（長寿命化）	16,742,000	
		中学校校庭整備事業（その2）	150,000,000	
		中学校LED化推進事業	25,174,000	
	20 社会教育費	公民館維持管理事業	25,000,000	
		公民館維持補修事業	35,649,000	
	25 保健体育費	東町スポーツセンター維持補修事業	33,033,000	
	合 計			3,963,653,000

(単位：円)

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
11,000,000					11,000,000
13,000,000					13,000,000
122,266,725			91,200,000		31,066,725
3,000,000			2,700,000		300,000
104,540,000			94,000,000		10,540,000
25,000,000			18,700,000		6,300,000
79,293,000		39,640,000			39,653,000
7,480,000					7,480,000
318,543,000		41,043,000	277,400,000		100,000
39,153,000			17,400,000		21,753,000
33,732,000		9,632,000	24,000,000		100,000
3,652,000					3,652,000
21,879,000			19,600,000		2,279,000
16,742,000			15,000,000		1,742,000
150,000,000		20,000,000	130,000,000		
25,174,000		7,174,000	17,900,000		100,000
25,000,000			18,700,000		6,300,000
5,648,700					5,648,700
33,033,000			24,700,000		8,333,000
2,709,195,238		609,273,394	1,379,800,000		720,121,844

報告第10号

令和7年度厚木市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和7年度厚木市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	国県支出金
1 資本的 支出	1 建設 改良費	公共下水道 第16(小鮎) 処理分区 未普及対策事業	28,728,900		28,728,900	
		公共下水道 長寿命化 改築事業	38,200,000		38,200,000	

(単位：円)

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	その他	損益勘定留保資金			
		28,728,900			修正設計業務において、河川管理者との協議に時間を要したことにより、年度内の事業完了が困難であったため、令和8年度に繰り越すもの
38,200,000					実施設計業務において、河川管理者との協議に時間を要したことや、対象構造物の応力照査等の追加検討事項が生じたことにより、年度内の事業完了が困難であったため、令和8年度に繰り越すもの

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

去る3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、厚木市市税条例及び厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例を改める必要が生じたため、これらの条例の一部改正（別紙のとおり）

2 専決番号

専決第7号

3 専決処分日

令和8年3月31日

令和8年6月1日提出

厚木市長 山口 貴裕

厚木市市税条例及び厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市市税条例の一部改正)

第1条 厚木市市税条例(平成12年厚木市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「の種別割」を削る。

第29条第1項中「、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって」を削り、「当該軽自動車等の所有者に種別割によって」を「その所有者に」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第29条の3から第29条の7までを削る。

第30条(見出しを含む。)、第31条の見出し及び同条各号列記以外の部分、第32条の見出し及び同条第1項、第33条の見出し及び同条第1項並びに第34条の見出し、同条第1項から第3項まで、第5項及び第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第35条第3項中「第443条第3項ただし書」を「第443条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第9項各号列記以外の部分中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、附則第11項第1号中「第25項第4号」を「第24項第1号(イを除く。)」に改め、同項第2号中「附則第15条第14項、第25項第1号、第32項及び」を「附則第15条第13項、第24項第1号(イのうち出力1,000キロワット未満のものに限る。)及び第3号(ロに限る。)、第31項並びに」に改め、同項第4号中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第24項第1号(イのうち出力1,000キロワット以上のものに限る。)及び第4号」に改め、同項第6号を削り、附則第12項各号列記以外の部分中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、附則第13項から第19項まで、附則第20項の前の見出し及び同項から附則第22項までを削り、附則第23項の前の見出し中「の種別割」を削り、同項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第13項とし、附則第24項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第14項とし、附則第25項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第15項とし、附則中第26項を削り、第27項を第16項とし、第28項を第17項とする。

(厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（平成19年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「の種別割」を削る。

第2条中「の種別割」を削り、「第463条の18第1項」を「第451条第1項」に改める。

第3条及び第4条各号列記以外の部分中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 第1条の規定による改正後の厚木市市税条例及び第2条の規定による改正後の厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

4 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

参考資料

新旧対照表

新	旧
<p>厚木市市税条例の一部改正（第1条関係） （納税証明事項）</p> <p>第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により、軽自動車税を滞納している場合において、その旨とする。</p> <p>2 略</p> <p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第29条 軽自動車税は、軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下同じ。)に対し、<u>その所有者</u>に課する。</p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項</u>の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない</u>。</p>	<p>厚木市市税条例の一部改正（第1条関係） （納税証明事項）</p> <p>第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により、<u>軽自動車税の種別割</u>を滞納している場合において、その旨とする。</p> <p>2 略</p> <p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第29条 軽自動車税は、<u>3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって</u>、軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下同じ。)に対し、<u>当該軽自動車等の所有者に種別割によって</u>課する。</p> <p>2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない</u>。</p> <p>（環境性能割の課税標準）</p> <p>第29条の3 <u>環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p>（環境性能割の税率）</p> <p>第29条の4 <u>次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p>(1) <u>法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p>

(軽自動車税の課税免除)

第30条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第31条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台につき、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(軽自動車税の納期)

第32条 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 略

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第33条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長から住所又は当該軽自動車等の主たる定置

(環境性能割の徴収の方法)

第29条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第29条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割の減免)

第29条の7 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第34条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものについては、環境性能割を減免することができる。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第30条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(種別割の税率)

第31条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台につき、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(種別割の納期)

第32条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 略

(種別割に関する申告又は報告)

第33条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長から住所又は当該軽自動車等の主たる定置場の位

場の位置を証することができる書類の提示を求められたときは、当該書類を提示しなければならない。

2～4 略

(軽自動車税の減免)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものについては、当該軽自動車等の所有者等に対して課する軽自動車税を減免することができる。

(1)～(4) 略

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

3 第1項第2号に規定する軽自動車等について軽自動車税の減免を受けようとする者は、市長に対して、前項に規定する書類のほか、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1)～(5) 略

4 略

5 第1項第3号の規定により軽自動車税の減免を

置を証することができる書類の提示を求められたときは、当該書類を提示しなければならない。

2～4 略

(種別割の減免)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものについては、当該軽自動車等の所有者等に対して課する種別割を減免することができる。

(1)～(4) 略

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

3 第1項第2号に規定する軽自動車等について種別割の減免を受けようとする者は、市長に対して、前項に規定する書類のほか、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1)～(5) 略

4 略

5 第1項第3号の規定により種別割の減免を受け

受けようとする者は、市長に対し、当該軽自動車等の提示(市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をしなければならない。

- 6 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第35条 略

2 略

- 3 法第443条第2項ただし書又は第445条の規定により軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等を提示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

4～6 略

- 7 第3項の標識及び第4項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、当該標識及び証明書を市長に返納しなければならない。

8及び9 略

附 則

1～8 略

(耐震基準適合住宅に対して課する固定資産税の減額の手続)

- 9 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

10 略

(法附則第15条、第15条の8及び第15条の9の3

ようとする者は、市長に対し、当該軽自動車等の提示(市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をしなければならない。

- 6 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第35条 略

2 略

- 3 法第443条第3項ただし書又は第445条の規定により種別割を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等を提示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

4～6 略

- 7 第3項の標識及び第4項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車等に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、当該標識及び証明書を市長に返納しなければならない。

8及び9 略

附 則

1～8 略

(耐震基準適合住宅に対して課する固定資産税の減額の手続)

- 9 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

10 略

(法附則第15条、第15条の8及び第15条の9の3

の条例で定める割合)

- 11 法附則第15条、第15条の8及び第15条の9の3に規定する市町村の条例で定める割合は、次のとおりとする。
- (1) 法附則第15条第2項第1号及び第24項第1号(イを除く。)にあっては、3分の1
 - (2) 法附則第15条第13項、第24項第1号(イのうち出力1,000キロワット未満のものに限る。)及び第3号(ロに限る。)、第31項並びに第15条の9の3第1項にあっては、2分の1
 - (3) 略
 - (4) 法附則第15条第24項第1号(イのうち出力1,000キロワット以上のものに限る。)及び第4号にあっては、12分の7
 - (5) 略

(耐震基準適合家屋に対して課する固定資産税の減額の手続)

- 12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(6) 略

の条例で定める割合)

- 11 法附則第15条、第15条の8及び第15条の9の3に規定する市町村の条例で定める割合は、次のとおりとする。
- (1) 法附則第15条第2項第1号及び第25項第4号にあっては、3分の1
 - (2) 法附則第15条第14項、第25項第1号、第32項及び第15条の9の3第1項にあっては、2分の1
 - (3) 略
 - (4) 法附則第15条第25項第3号にあっては、12分の7
 - (5) 略
 - (6) 法附則第15条第25項第2号にあっては、14分の11

(耐震基準適合家屋に対して課する固定資産税の減額の手続)

- 12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(6) 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

- 13 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第22項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第29条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

- 14 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第4条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

15 当分の間、第29条の2の規定にかかわらず、神奈川県が自動車税の環境性能割を課さない自動車(日本赤十字社が所有するものに限る。)に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

16 当分の間、神奈川県が自動車税の環境性能割を課さない自動車(前項の自動車を除く。)に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

17 当分の間、第29条の7の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免することができる。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

18 第29条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

19 市は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

20 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第29条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

21 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第29条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

22 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第29条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の税率の特例)

13 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第31条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

14 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第31条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

15 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第31条第2号アの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

16及び17 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

23 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第31条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

24 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第31条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

25 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第31条第2号アの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

26 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第31条第2号アの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

27及び28 略

厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正
(第2条関係)

厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税の徴収方法及び税率について、厚木市市税条例(平成12年厚木市条例第22号。以下「条例」という。)の特例を定めるものとする。

(徴収方法)

第2条 特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者及び同条第6項に規定する軍人用販売機関等が所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する軽自動車税は、地方税法第451条第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第3条 前条に規定する軽自動車税の納税義務者は、毎年4月中において、市が発行する証紙によって、当該軽自動車税を納付しなければならない。

2 前項の規定により証紙を購入して軽自動車税を納付しようとする者は、当該証紙に納税済みであることを示す押印を受けなければならない。

(税率)

第4条 第2条の規定により徴収する軽自動車税の税率は、条例第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台につき、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正
(第2条関係)

厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税の種別割の徴収方法及び税率について、厚木市市税条例(平成12年厚木市条例第22号。以下「条例」という。)の特例を定めるものとする。

(徴収方法)

第2条 特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者及び同条第6項に規定する軍人用販売機関等が所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する軽自動車税の種別割は、地方税法第463条の18第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第3条 前条に規定する軽自動車税の種別割の納税義務者は、毎年4月中において、市が発行する証紙によって、当該軽自動車税の種別割を納付しなければならない。

2 前項の規定により証紙を購入して軽自動車税の種別割を納付しようとする者は、当該証紙に納税済みであることを示す押印を受けなければならない。

(税率)

第4条 第2条の規定により徴収する軽自動車税の種別割の税率は、条例第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台につき、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

議案第37号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

厚木市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 厚木市妻田東3丁目
氏 名 横 山 則 之 様
昭和32年生まれ

令和8年6月1日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

地方税法第423条第3項の規定により、同意を求める。

参考資料

よこやま のりゆき 横山 則之 様 略歴

本籍地	厚木市
住所	厚木市妻田東3丁目
生年	昭和32年
最終学歴	早稲田大学商学部卒業
職業	税理士
経歴	現 横山則之税理士事務所税理士

議案第38号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 厚木市森の里2丁目
氏 名 服 部 弥 生 様
昭和27年生まれ

令和8年6月1日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

参考資料

はっとり やよい 服部 弥生 様 略歴

本籍地	大阪市
住所	厚木市森の里2丁目
生年	昭和27年
最終学歴	武庫川女子短期大学卒業
経歴	厚木市立小学校教諭 現 厚木市会計年度任用職員 現 人権擁護委員

議案第39号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 厚木市旭町2丁目
氏 名 飯 塚 尚 様
昭和33年生まれ

令和8年6月1日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

参考資料

いづか たかし 飯塚 尚 様 略歴

本籍地	厚木市
住所	厚木市旭町2丁目
生年	昭和33年
最終学歴	国士舘大学文学部卒業
経歴	厚木市職員 現 厚木市会計年度任用職員 現 人権擁護委員

議案第40号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 厚木市愛甲西1丁目
氏 名 服 部 憲 治 様
昭和36年生まれ

令和8年6月1日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

参考資料

はっとり けんじ 服部 憲治 様 略歴

本籍地	厚木市
住所	厚木市愛甲西1丁目
生年	昭和36年
最終学歴	町田経理専門学校卒業
経歴	厚木市職員 現 人権擁護委員

議案第41号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 厚木市恩名1丁目
氏 名 磯 崎 正 顯 様
昭和33年生まれ

令和8年6月1日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

参考資料

いそざき まさあき 磯崎 正顯 様 略歴

本籍地 厚木市
住 所 厚木市恩名1丁目
生 年 昭和33年
最終学歴 日本大学文理学部卒業
経 歴 東京都町田市立小山田南小学校校長
現 南毛利公民館地区館長

議案第42号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 荻野運動公園体育館棟メインアリーナ特定天井ほか改修工事
- 2 工事場所 厚木市中荻野1500番地
- 3 契約金額 998,938,600円
- 4 契約の相手方 厚木市飯山南5-18-3
愛甲建設・小宮山工務店特別共同企業体
構成員代表者
愛甲建設(株)
代表取締役 井上 伸裕 様
- 5 履行期限 令和10年2月1日

令和8年6月1日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

参考資料

工事請負契約状況

契約の目的（工事名）	荻野運動公園体育館棟メインアリーナ特定天井ほか改修工事
工事場所	厚木市中荻野1500番地
契約の相手方 （構成員代表者）	愛甲建設・小宮山工務店特別共同企業体 厚木市飯山南5-18-3 愛甲建設（株） 代表取締役 井上 伸裕 様
構成員	厚木市三田3-17-34 （株）小宮山工務店 代表取締役 小宮山 和行 様
契約金額	998,938,600円
履行期限	令和10年2月1日

1 契約の目的（工事名）

荻野運動公園体育館棟メインアリーナ特定天井ほか改修工事

2 工事概要等

(1) 建物概要

ア 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

イ 階数 地上2階地下1階建て

ウ 延べ面積 10,941.20㎡

(2) 工事概要

ア メインアリーナ

(ア) 天井改修 吊り天井改修

(イ) 屋根改修 金属屋根葺き替え

(ウ) 外壁改修 タイル落下防止補修

(エ) 建具改修 排煙窓及び外部ブラインド改修

イ サブアリーナ

(ア) 外壁改修 タイル落下防止補修

(イ) 建具改修 排煙窓改修

3 入札執行方法

条件付一般競争入札

4 開札結果

開札日：令和8年5月8日

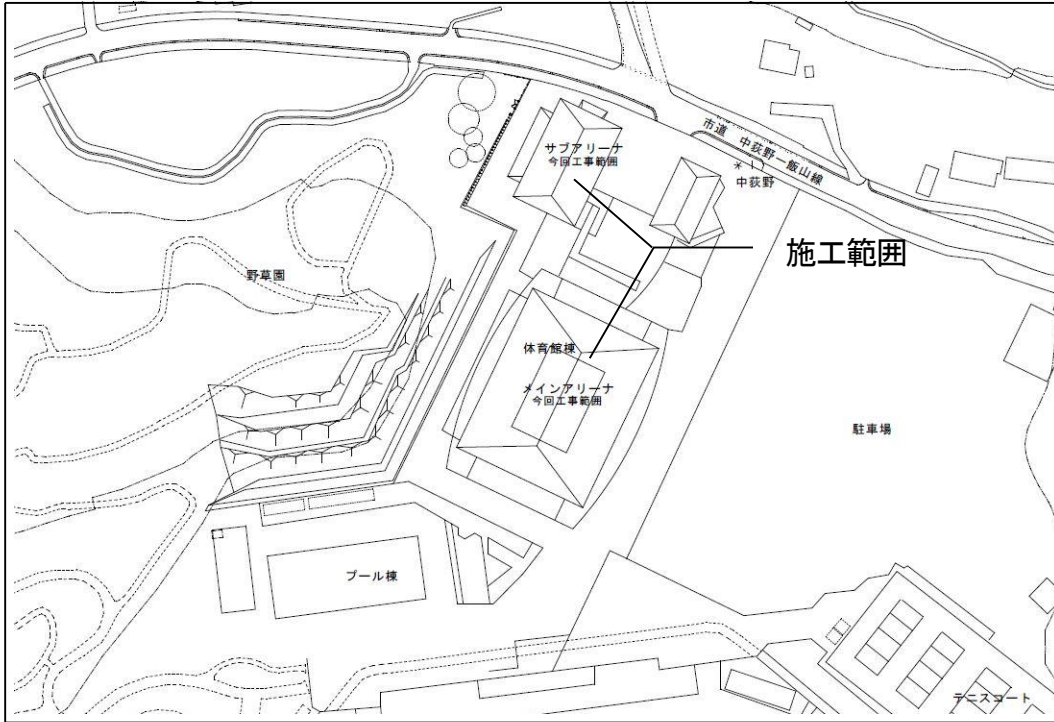
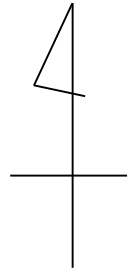
番号	事業者名	入札価格 (単位：円)	備考
1	愛甲建設・小宮山工務店特別共同企業体	908,126,000	落札 998,938,600円

※ 予定価格（消費税抜き）は、935,430,000円。最低制限価格（消費税抜き）は、888,658,500円。落札価格（998,938,600円）は、入札価格（908,126,000円）に消費税額（90,812,600円）を加算した金額です。

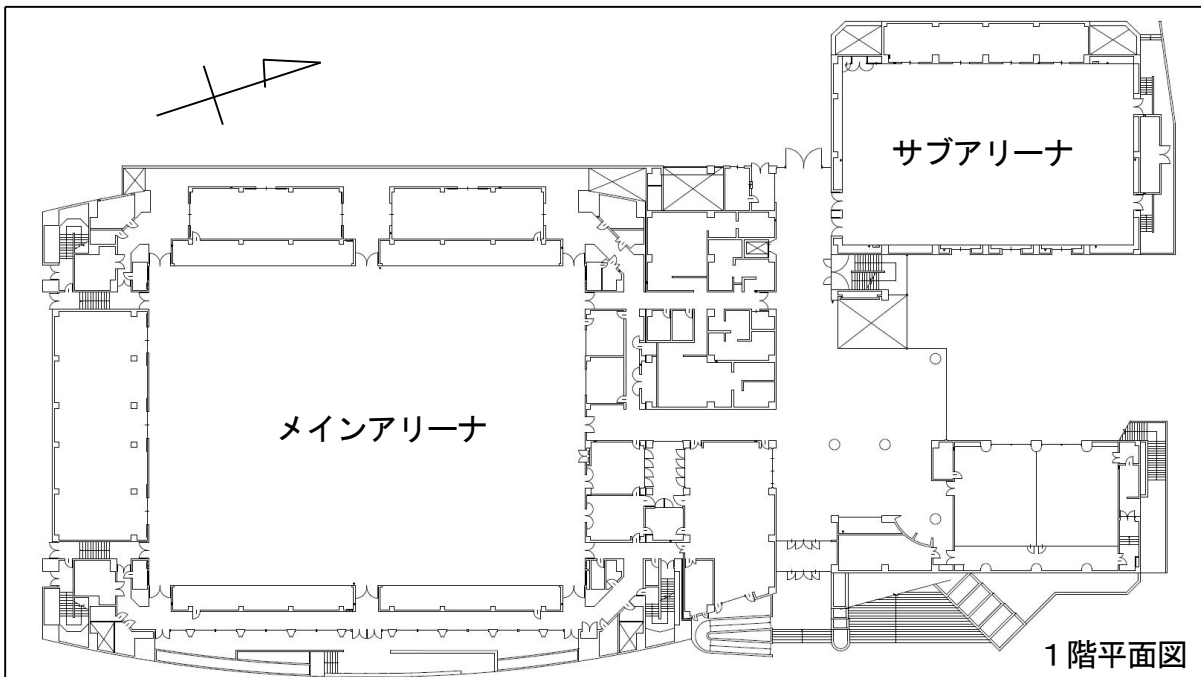
5 仮契約日

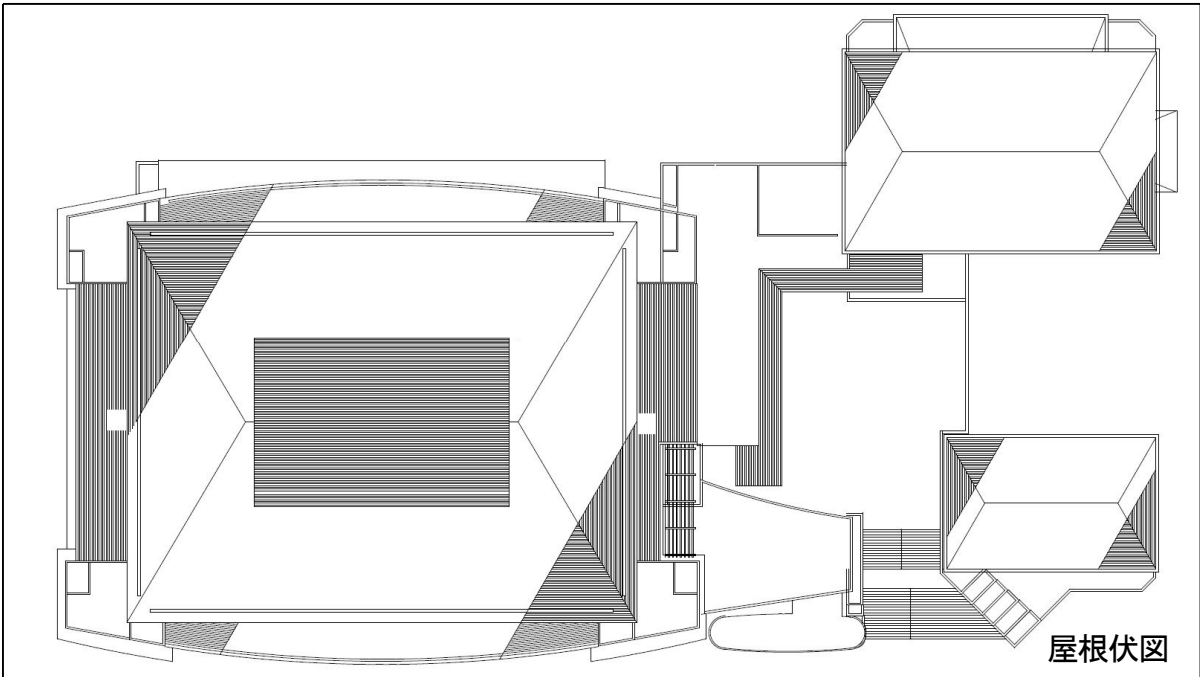
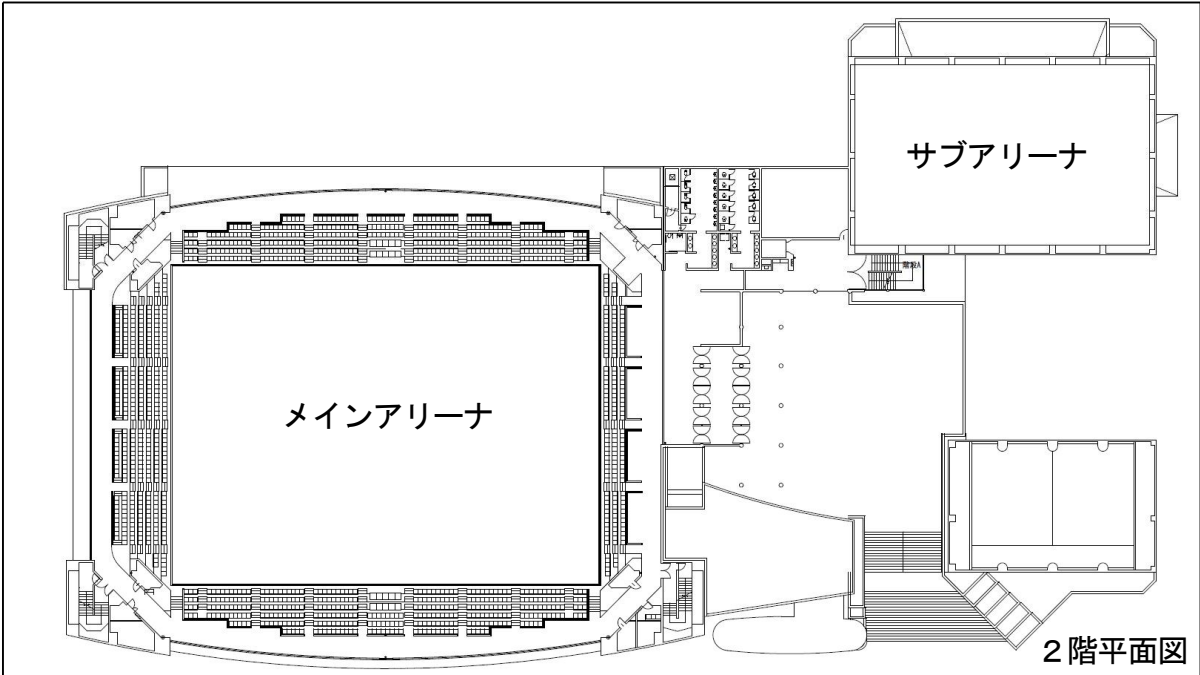
令和8年5月20日

配置図



平面図





議案第43号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 三田小学校北棟校舎長寿命化（機能回復）改修工事 |
| 2 工事場所 | 厚木市三田515番地 |
| 3 契約金額 | 186,263,000円 |
| 4 契約の相手方 | 厚木市妻田北1-12-6
山王建設（株）
代表取締役 高橋 学 様 |
| 5 履行期限 | 令和9年2月12日 |

令和8年6月1日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

参考資料

1 契約の目的（工事名）

三田小学校北棟校舎長寿命化（機能回復）改修工事

2 工事概要等

(1) 建物概要

ア 構造 鉄筋コンクリート造

イ 階数 地上4階建て

ウ 延べ面積 2,234.95㎡

(2) 工事概要

北棟校舎

ア 外壁改修 複層仕上塗材の上水性アクリルシリコン樹脂塗料（遮熱塗料）

イ 屋上改修 高耐久アスファルト防水

ウ 内部改修 廊下・教室天井改修、流し台更新

3 入札執行方法

条件付一般競争入札

4 開札結果

開札日：令和8年4月23日

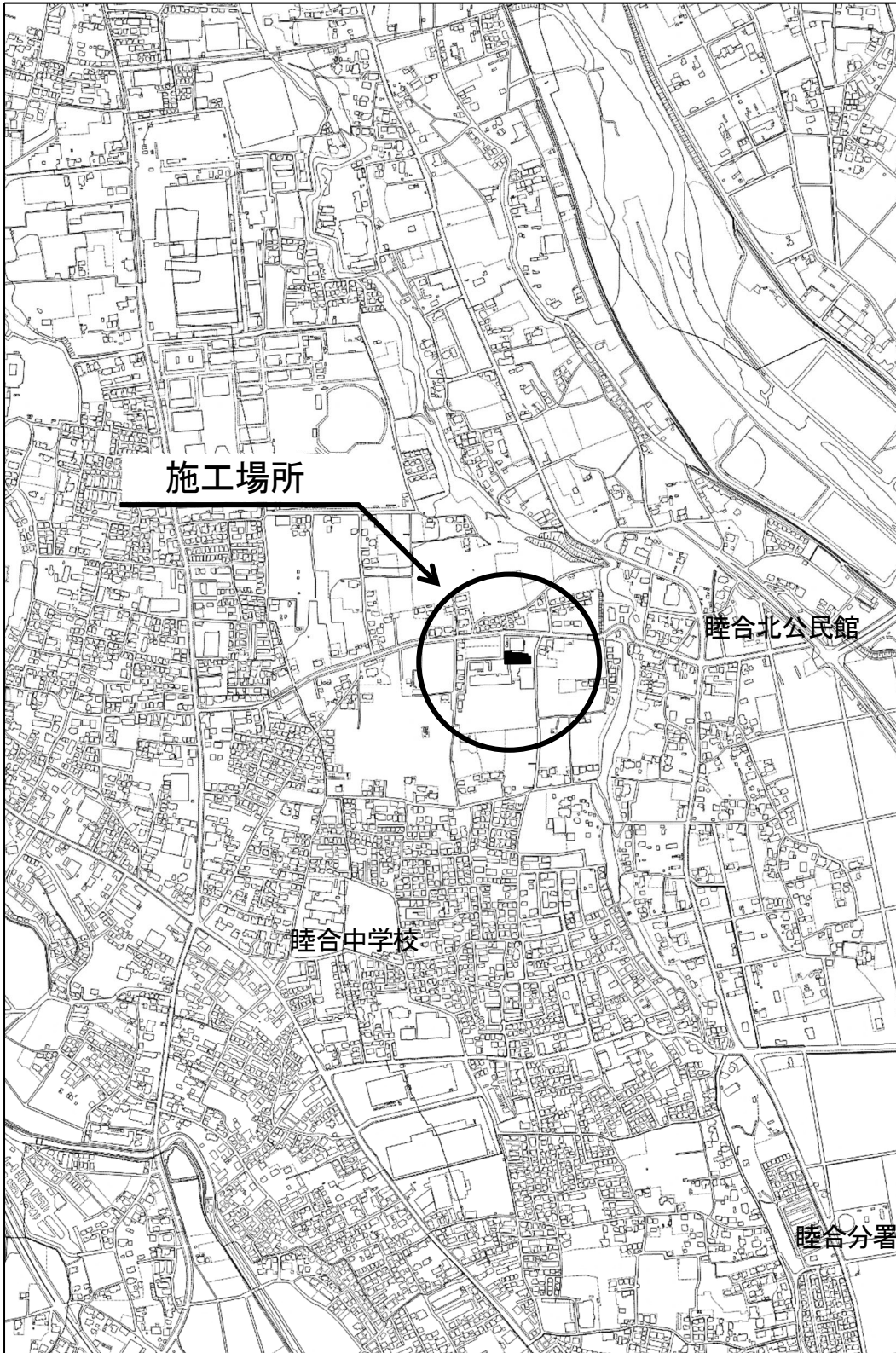
番号	事業者名	入札価格 (単位：円)	備考
1	山王建設（株）	169,330,000	落札 186,263,000円
2	（株）ナカムラ	170,677,000	
3	愛甲建設（株）	175,541,000	
4	常濃建設（株）	辞退	

※ 予定価格（消費税抜き）は、178,060,000円。最低制限価格（消費税抜き）は、169,157,000円。落札価格（186,263,000円）は、入札価格（169,330,000円）に消費税額（16,933,000円）を加算した金額です。

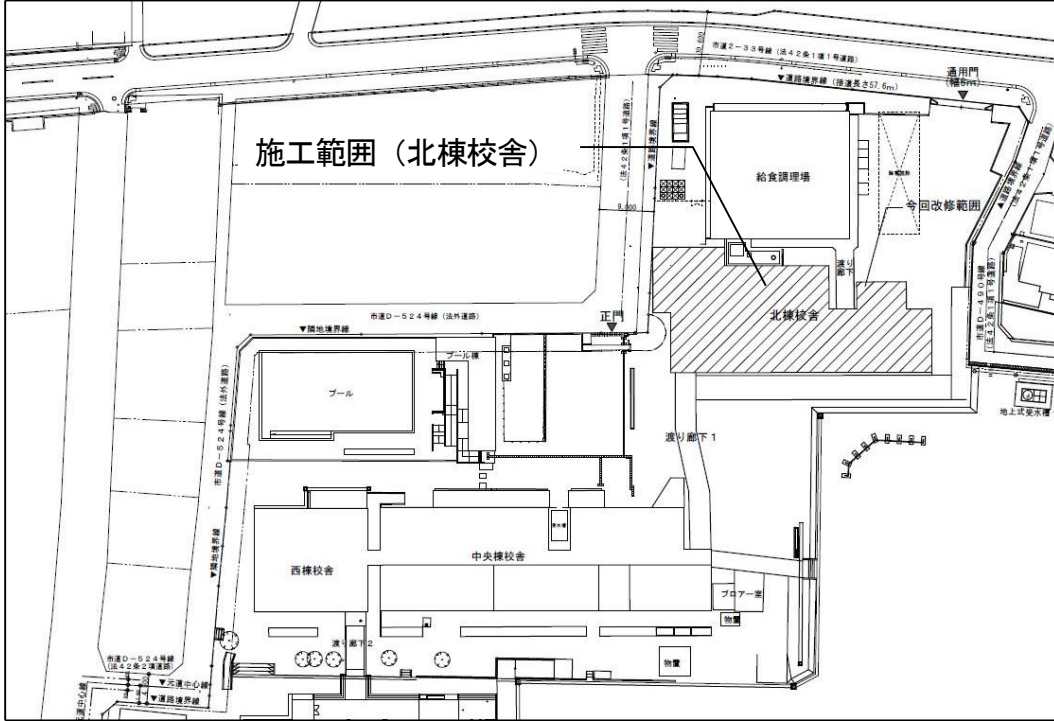
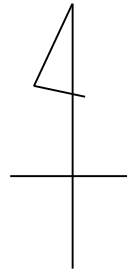
5 仮契約日

令和8年5月7日

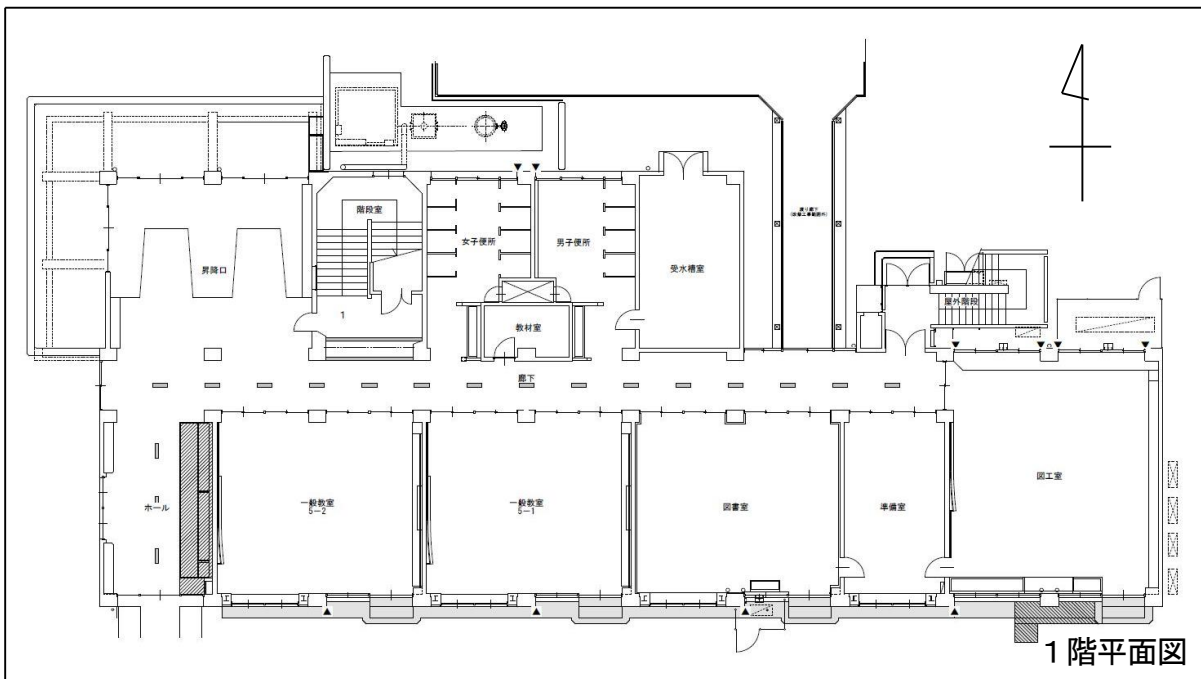
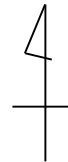
位置図



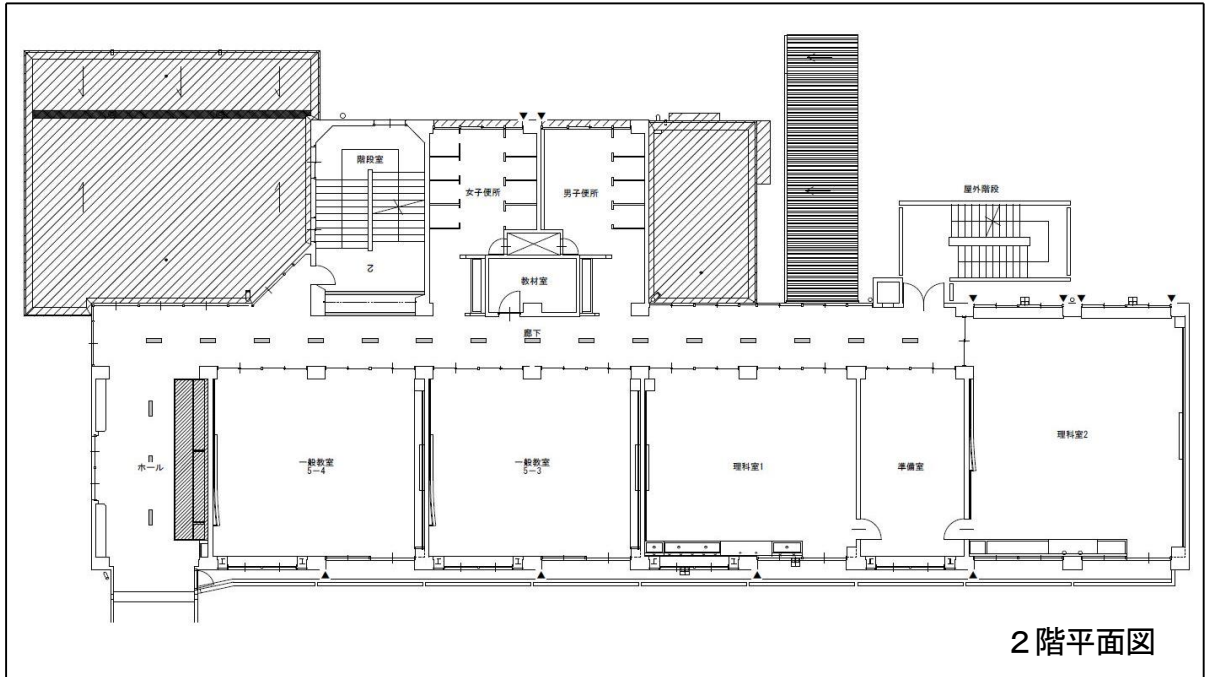
配置図



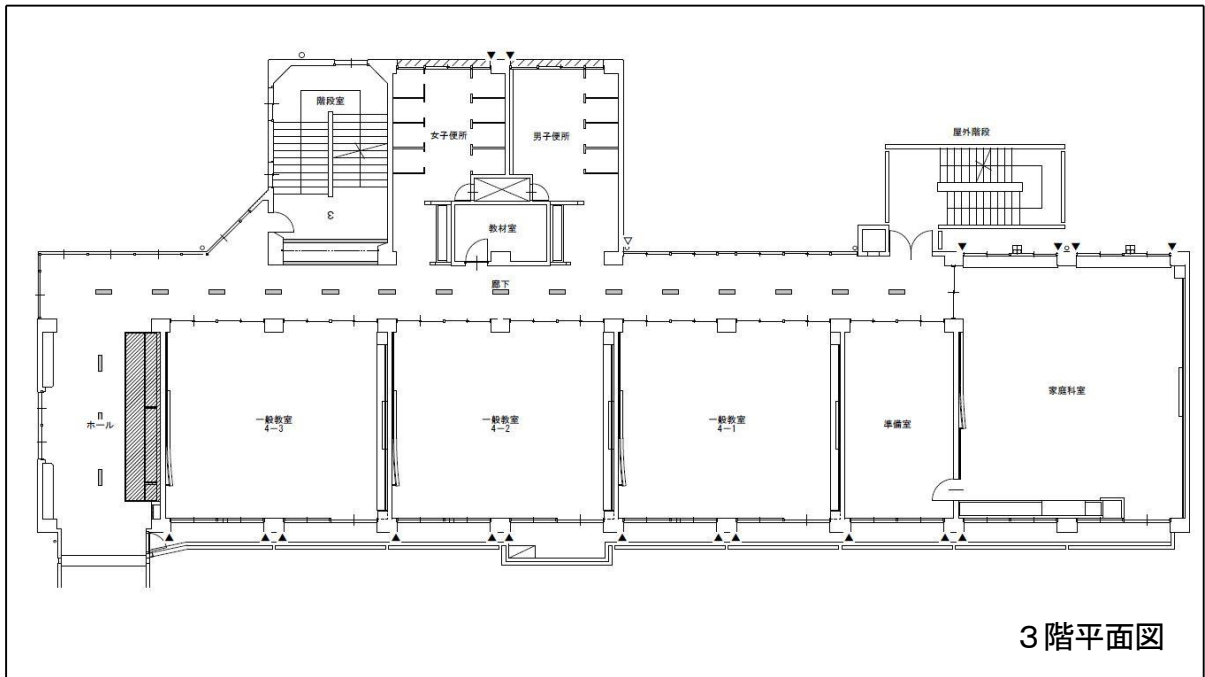
平面図



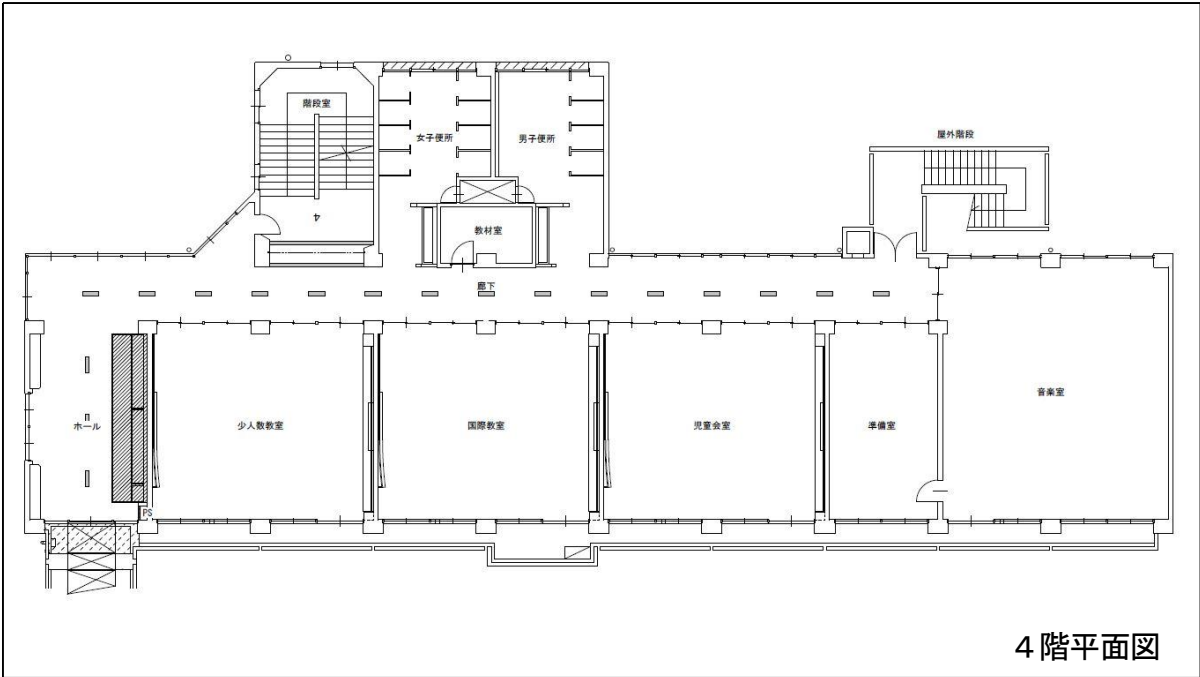
1階平面図



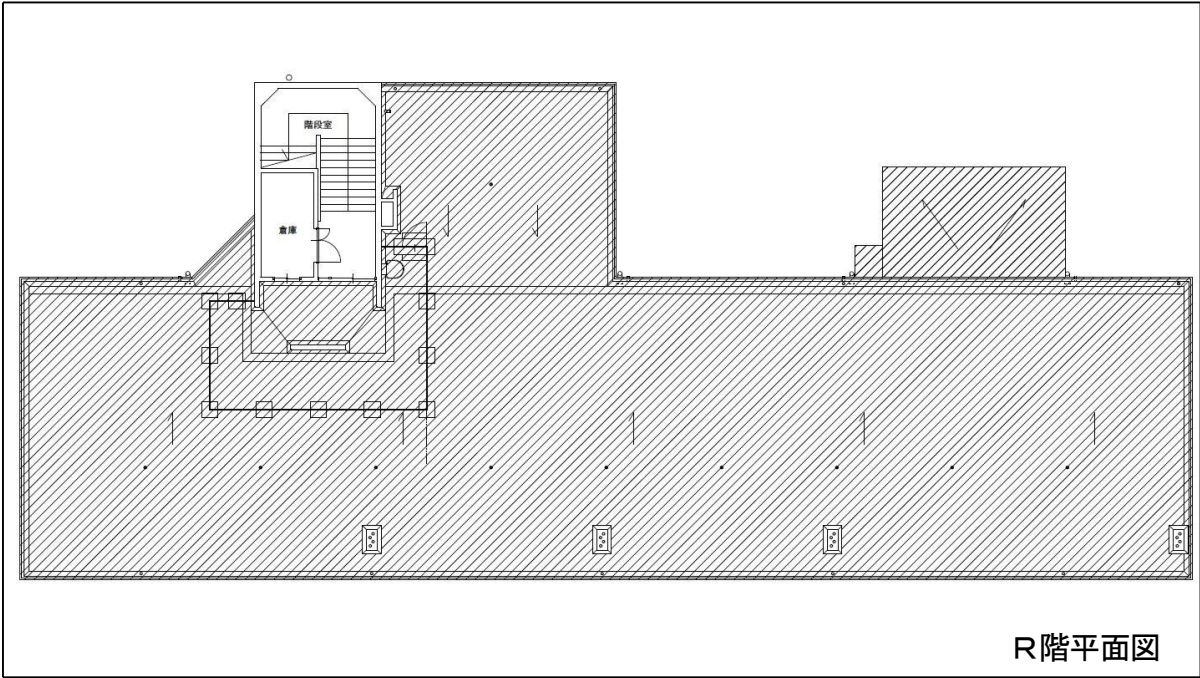
2階平面図



3階平面図



4階平面図



R階平面図

議案第44号

動産の取得について

次のとおり動産を取得する。

- 1 取得する動産 (1) エアーベッド
 (2) 乳児用ベッド
 (3) 室内用テント (車椅子対応)
- 2 取得金額 32,362,000円
- 3 契約の相手方 厚木市戸室2-23-17 YDビル1F
 (株)河本総合防災厚木支店
 支店長 岡本 竜 様

令和8年6月1日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求める。

参考資料

1 取得する動産の概要

国の地域未来交付金（地域防災緊急整備型）により整備する指定避難所用防災資機材

2 取得金額の内訳

番号	区 分	金額（単位：円） ※ 消費税込み
1	エアーマット 3,400台	25,432,000
2	乳児用ベッド 126台	1,986,600
3	室内用テント（車椅子対応） 420張	4,943,400
	合 計	32,362,000

3 入札参加者及び開札結果

開札日：令和8年5月7日

番号	事業者名	入札価格(単位：円)		備考
		第1回目	第2回目	
1	(株)河本総合防災厚木支店	29,420,000		落札 32,362,000円
2	相日防災(株)厚木支店	30,775,000		
3	アイシン防災(株)	30,896,000		
4	新日商事(株)	30,950,000		
5	(株)神菱商事	31,000,000		
6	サカイ産業(株)	31,000,000		
7	(有)三洋防災設備	31,000,000		
8	(有)厚和防災設備	32,025,000		
9	(有)ミノリ防災設備	33,383,600		
10	(有)ナガノ設備	35,500,000		

※ 予定価格(消費税抜き)は、30,268,000円。落札価格(32,362,000円)は、入札価格(29,420,000円)に消費税額(2,942,000円)を加算した金額です。

4 仮契約日

令和8年5月15日

議案第45号

動産の取得について

次のとおり動産を取得する。

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | 水循環型手洗器 |
| 2 取得金額 | 29,106,000円 |
| 3 契約の相手方 | 厚木市岡田2-5-5
相日防災(株)厚木支店
支店長 岩田 学 様 |

令和8年6月1日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求める。

参考資料

1 取得する動産の概要

国の地域未来交付金（地域防災緊急整備型）により整備する指定避難所用の水循環型手洗器（42台）

2 入札参加者及び開札結果

開札日：令和8年5月7日

番号	事業者名	入札価格（単位：円）		備考
		第1回目	第2回目	
1	相日防災（株）厚木支店	26,460,000		落札 29,106,000円
2	（株）神菱商事	26,700,000		
3	アイシン防災（株）	26,796,000		
4	サカイ産業（株）	27,000,000		
5	（有）三洋防災設備	27,000,000		
6	新日商事（株）	27,120,000		
7	（有）ミノリ防災設備	27,216,000		
8	（株）河本総合防災厚木支店	27,300,000		
9	（有）ナガノ設備	29,000,000		
10	（有）厚和防災設備	29,106,000		

※ 予定価格（消費税抜き）は、26,460,000円。落札価格（29,106,000円）は、入札価格（26,460,000円）に消費税額（2,646,000円）を加算した金額です。

3 仮契約日

令和8年5月15日

(議案第46号)

令和8年厚木市議会第3回会議（6月定例会議）

令和8年度

厚木市一般会計補正予算（第1号）

議案第46号

令和8年度厚木市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度の厚木市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ574,483千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,674,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月1日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 5 国庫支出金		21,382,132	335,138	21,717,270
	5 国庫負担金	12,586,834	312,075	12,898,909
	1 0 国庫補助金	8,698,832	23,063	8,721,895
7 5 繰入金		13,761,875	145,845	13,907,720
	5 基金繰入金	13,669,419	145,845	13,815,264
8 5 諸収入		3,078,458	4,400	3,082,858
	2 5 雑入	1,117,162	4,400	1,121,562
9 0 市債		18,175,200	89,100	18,264,300
	5 市債	18,175,200	89,100	18,264,300
歳 入 合 計		126,100,000	574,483	126,674,483

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 0 総務費		11,888,814	2,400	11,891,214
	1 0 企画文化費	1,528,991	2,400	1,531,391
1 5 民生費		45,855,244	423,119	46,278,363
	1 5 生活保護費	6,659,168	423,119	7,082,287
4 0 土木費		29,764,128	113,964	29,878,092
	2 0 都市計画費	24,314,278	113,964	24,428,242
4 5 消防費		4,289,807	2,000	4,291,807
	5 消防費	4,289,807	2,000	4,291,807
5 0 教育費		11,843,736	33,000	11,876,736
	2 0 社会教育費	1,669,120	33,000	1,702,120
歳 出 合 計		126,100,000	574,483	126,674,483

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠版生活保護システムクラウドサービス利用料（その2）	令和9年度～令和12年度	5,940

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路新設改良事業	2,872,400	普通貸借又は証券発行。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内。ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。	2,961,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和8年度
厚木市一般会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額
5 市税	47,106,936
10 地方譲与税	533,412
15 利子割交付金	22,000
18 配当割交付金	431,500
21 株式等譲渡所得割交付金	695,233
23 法人事業税交付金	1,035,000
24 地方消費税交付金	6,877,388
27 ゴルフ場利用税交付金	138,000
33 地方特例交付金	399,709
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	30,000
45 分担金及び負担金	408,114
50 使用料及び手数料	968,497
55 国庫支出金	21,382,132
60 県支出金	6,896,978
65 財産収入	329,568
70 寄附金	1,400,000
75 繰入金	13,761,875
80 繰越金	2,400,000
85 諸収入	3,078,458
90 市債	18,175,200
歳 入 合 計	126,100,000

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	47,106,936	37.2
	533,412	0.4
	22,000	0.0
	431,500	0.3
	695,233	0.6
	1,035,000	0.8
	6,877,388	5.4
	138,000	0.1
	399,709	0.3
	30,000	0.0
	30,000	0.0
	408,114	0.3
	968,497	0.8
335,138	21,717,270	17.2
	6,896,978	5.5
	329,568	0.3
	1,400,000	1.1
145,845	13,907,720	11.0
	2,400,000	1.9
4,400	3,082,858	2.4
89,100	18,264,300	14.4
574,483	126,674,483	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 議会費	454,466		454,466
10 総務費	11,888,814	2,400	11,891,214
15 民生費	45,855,244	423,119	46,278,363
20 衛生費	11,779,802		11,779,802
25 労働費	315,247		315,247
30 農林水産業費	723,681		723,681
35 商工費	3,129,658		3,129,658
40 土木費	29,764,128	113,964	29,878,092
45 消防費	4,289,807	2,000	4,291,807
50 教育費	11,843,736	33,000	11,876,736
60 公債費	5,955,417		5,955,417
70 予備費	100,000		100,000
歳出合計	126,100,000	574,483	126,674,483

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特定財源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
				0.3	
			2,400	9.4	
317,339				105,780	36.5
					9.3
					0.2
					0.6
					2.5
3,031		89,100		21,833	23.6
14,768			2,000	△14,768	3.4
				33,000	9.4
					4.7
					0.1
335,138		89,100	4,400	145,845	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金	21,382,132	335,138	21,717,270
5 国庫負担金	12,586,834	312,075	12,898,909
15 民生費国庫負担金	12,579,814	312,075	12,891,889
10 国庫補助金	8,698,832	23,063	8,721,895
10 総務費国庫補助金	2,473,470	17,799	2,491,269
15 民生費国庫補助金	4,302,083	5,264	4,307,347
75 繰入金	13,761,875	145,845	13,907,720
5 基金繰入金	13,669,419	145,845	13,815,264
15 財政調整基金繰入金	7,585,736	145,845	7,731,581
85 諸収入	3,078,458	4,400	3,082,858
25 雑入	1,117,162	4,400	1,121,562
15 雑入	1,117,122	4,400	1,121,522
90 市債	18,175,200	89,100	18,264,300
5 市債	18,175,200	89,100	18,264,300
40 土木債	13,773,200	89,100	13,862,300
歳 入 合 計	126,100,000	574,483	126,674,483

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
15 生活保護費負担金	312,075	1 生活保護費負担金増	【生活福祉課】 312,075
5 総務管理費補助金	17,799	1 地域未来交付金（デジタル実装型）	【DX推進課】 17,799
15 生活保護費補助金	5,264	1 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金増	【生活福祉課】 5,264
5 財政調整基金繰入金	145,845	1 財政調整基金繰入金増	【財政課】 145,845
10 総務費雑入	2,400	1 コミュニティ推進事業助成金	【市民協働推進課】 2,400
45 消防費雑入	2,000	1 コミュニティ推進事業助成金	【危機管理課】 2,000
10 道路橋りょう債	89,100	1 道路新設改良事業債増	【交通混雑対策課】 89,100

5 5 国庫支出金 7 5 繰入金 8 5 諸収入 9 0 市債

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 総務費	11,888,814	2,400	11,891,214		
10 企画文化費	1,528,991	2,400	1,531,391		
5 行政連絡費	87,694	2,400	90,094	そ の 他	2,400
15 民生費	45,855,244	423,119	46,278,363		
15 生活保護費	6,659,168	423,119	7,082,287		
5 生活保護総務費	487,168	7,019	494,187	国庫支出金	5,264
				一般財源	1,755
10 扶助費	6,172,000	416,100	6,588,100	国庫支出金	312,075
				一般財源	104,025
40 土木費	29,764,128	113,964	29,878,092		
20 都市計画費	24,314,278	113,964	24,428,242		
5 都市計画総務費	2,603,722	17,902	2,621,624	一般財源	17,902
30 街路事業費	793,378	90,000	883,378	市 債	89,100
				一般財源	900
35 建築指導費	46,546	6,062	52,608	国庫支出金	3,031
				一般財源	3,031
45 消防費	4,289,807	2,000	4,291,807		
5 消防費	4,289,807	2,000	4,291,807		
5 常備消防費	3,007,930	0	3,007,930	国庫支出金	14,768
				一般財源	△14,768

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	2,400	1 自治会活動事業費増 …………… 【市民協働推進課】 2,400 (1) コミュニティ助成事業補助金 2,400
12 役務費	683	1 生活保護適正実施安定運営事業費増 …… 【生活福祉課】 7,019
13 委託料	4,224	
14 使用料及び賃借料	792	
18 備品購入費	1,320	
20 扶助費	416,100	1 生活保護費支給事業費増 …………… 【生活福祉課】 416,100 (1) 生活保護費追加給付事業費 416,100
19 負担金、補助及び交付金	17,902	1 公共下水道事業会計負担金増 …………… 【河川下水道総務】 17,902
19 負担金、補助及び交付金	90,000	1 街路整備事業費増 …………… 【交通混雑対策課】 90,000 (1) 厚木環状2号線街路整備事業費増 90,000
13 委託料	3,575	1 建築指導事務経費増 …………… 【建築指導課】 6,062
14 使用料及び賃借料	2,487	
		財源更正

1 0 総務費 1 5 民生費 4 0 土木費 4 5 消防費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
25 災害対策費	773,775	2,000	775,775	そ の 他	2,000
50 教育費	11,843,736	33,000	11,876,736		
20 社会教育費	1,669,120	33,000	1,702,120		
60 文化財保護費	140,008	33,000	173,008	一般財源	33,000
歳 出 合 計	126,100,000	574,483	126,674,483		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	2,000	1 地域防災力強化事業費増 …………… 【危機管理課】 2,000 (1) 地域防災組織育成補助金 2,000
15 工事請負費	33,000	1 遺跡・史跡公園事業費増 …………… 【文化魅力創造課】 33,000

4 5 消防費 5 0 教育費

債務負担行為で令和9年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び令和8年度以降

1 追 加

事 項	限 度 額
標準準拠版生活保護システムクラウドサービス利用料 (その2)	5,940

ものについての令和7年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書（補正）

（単位：千円）

令和7年度末までの支出(見込)額		令和8年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和9年度～ 令和12年度	5,940	一般財源等

地方債の令和6年度末にお
及び令和8年度末における現在

区 分	令和6年度末 現 在 高	令和7年度末 現在高（見込み）	令 和 8 年 度 中		
			令 和 8 年 度 中 起 債 見 込 額		
			補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	63,935,364	72,305,954	18,175,200	89,100	18,264,300
(1) 総 務	5,089,659	5,200,116	203,200		203,200
(2) 民 生	1,153,489	1,179,783	685,600		685,600
(3) 衛 生	3,005,978	3,344,374	267,800		267,800
(4) 農 林	678,745	713,622	86,500		86,500
(5) 商 工	1,015,562	1,027,167	144,100		144,100
(6) 土 木	39,443,595	44,864,595	13,755,400	89,100	13,844,500
(7) 公 営 住 宅	1,354,275	1,357,073	17,800		17,800
(8) 消 防	1,992,001	1,986,058	693,900		693,900
(9) 教 育	10,202,060	12,633,166	2,320,900		2,320,900
2 減 税 補 て ん 債	64,803	24,920			
3 臨 時 財 政 対 策 債	3,325,860	2,589,258			
4 減 収 補 て ん 債	652,335	526,476			
5 調 整 債	5,257,965	7,566,328			
合 計	73,236,327	83,012,936	18,175,200	89,100	18,264,300

る現在高並びに令和7年度末高の見込みに関する調書（補正）

増減見込額			令和8年度末現在高（見込み）			(参考)繰越額を含めた令和8年度末現在高（見込み）
令和8年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額	
補正前の額	補正額	補正後の額				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,957,212		3,957,212	86,523,942	89,100	86,613,042	88,633,442
40,508		40,508	5,362,808		5,362,808	5,491,708
92,644		92,644	1,772,739		1,772,739	1,772,739
115,002		115,002	3,497,172		3,497,172	3,701,872
60,425		60,425	739,697		739,697	756,597
80,641		80,641	1,090,626		1,090,626	1,090,626
2,503,083		2,503,083	56,116,912	89,100	56,206,012	57,016,812
105,128		105,128	1,269,745		1,269,745	1,269,745
140,282		140,282	2,539,676		2,539,676	2,558,376
819,499		819,499	14,134,567		14,134,567	14,974,967
24,920		24,920				
636,381		636,381	1,952,877		1,952,877	1,952,877
128,122		128,122	398,354		398,354	398,354
325,606		325,606	7,240,722		7,240,722	7,240,722
5,072,241		5,072,241	96,115,895	89,100	96,204,995	98,225,395

令和8年厚木市議会第3回会議（6月定例会議）

令和8年度
厚木市一般会計補正予算

参 考 資 料

【15節工事請負費関係】

〔一般会計〕

(単位：千円)

款	項	目	15節 工事請負費	概	要
50	教育費		33,000		
	20	社会教育費	33,000		
		60 文化財保護費	33,000	[15ページ] 遺跡・史跡公園事業費 遺跡・史跡公園事業費 [内容]借地の返還に伴う現状復旧 [箇所]山中陣屋跡史跡公園(駐車場・自由広場) (厚木市下荻野字山中249番2及び252)	【文化魅力創造課】

(議案第47号)

令和8年厚木市議会第3回会議（6月定例会議）

令和8年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第1号）

議案第47号

令和8年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度の厚木市の公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和8年度厚木市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「100,048千円」を「118,048千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	6,588,000千円	19,570千円	6,607,570千円
第1項 営業収益	4,006,351千円	17,902千円	4,024,253千円
第2項 営業外収益	2,581,649千円	1,668千円	2,583,317千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	6,965,000千円	20,000千円	6,985,000千円
第1項 営業費用	6,699,011千円	20,000千円	6,719,011千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「814,000千円」を「814,046千円」に、「96,081千円」を「97,547千円」に、「451,931千円」を「450,511千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	2,093,000千円	17,954千円	2,110,954千円
第1項 企業債	1,199,900千円	16,100千円	1,216,000千円
第5項 分担金及び負担金	29,736千円	1,854千円	31,590千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,907,000千円	18,000千円	2,925,000千円
第1項 建設改良費	1,510,871千円	18,000千円	1,528,871千円

(継続費の補正)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

補正前

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	中河原中継ポンプ場 自家発電設備改築事業	400,000 ^{千円}	令和 6年度	20,000 ^{千円}
				令和 7年度	280,000
				令和 8年度	100,000

補正後

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	中河原中継ポンプ場 自家発電設備改築事業	418,000 ^{千円}	令和 6年度	20,000 ^{千円}
				令和 7年度	280,000
				令和 8年度	118,000

(企業債の補正)

第6条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公共下水道事業	922,400 ^{千円}	938,500 ^{千円}
計	1,199,900	1,216,000

令和8年6月1日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和8年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第1号）に関する説明書

令和8年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道 事業収益			6,588,000	19,570	6,607,570	
	1 営業収益		4,006,351	17,902	4,024,253	
		2 雨水処理負担金	838,399	17,902	856,301	
	2 営業外 収益		2,581,649	1,668	2,583,317	
		9 消費税及び地方 消費税還付金	4,000	1,668	5,668	

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道 事業費用			6,965,000	20,000	6,985,000	
	1 営業費用		6,699,011	20,000	6,719,011	
		1 管渠費	584,582	20,000	604,582	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的 収入			2,093,000	17,954	2,110,954	
	1 企業債		1,199,900	16,100	1,216,000	
		1 企業債	1,199,900	16,100	1,216,000	
	5 分担金及 び負担金		29,736	1,854	31,590	
		3 工事負担金	6,180	1,854	8,034	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的 支出			2,907,000	18,000	2,925,000	
	1 建設改良 費		1,510,871	18,000	1,528,871	
		4 ポンプ場改良費	100,048	18,000	118,048	

令和8年度厚木市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益 (△は損失)	△ 474,976,000
	減価償却費	3,685,237,000
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	390,000
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	61,000
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	12,000
	固定資産除却費	428,000
	長期前受金戻入額	△ 2,457,639,000
	資本的収支に係る控除対象外消費税額	△ 58,304,000
	受取利息	△ 2,000,000
	支払利息	264,811,000
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 7,101,000
	未払金の増減額 (△は減少)	165,667,000
	その他固定負債の増減額 (△は減少)	△ 137,000
	小計	1,116,449,000
	利息の受取額	2,000,000
	利息の支払額	△ 259,844,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	858,605,000
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,399,454,000
	無形固定資産の取得による支出	△ 269,878,000
	国庫補助金による収入	471,500,000
	負担金による収入	30,859,000
	一般会計からの繰入金による収入	391,864,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 775,109,000
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,216,000,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,098,933,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	117,067,000
	資金増減額 (△は減少額)	200,563,000
	資金期首残高	2,663,197,285
	資金期末残高	2,863,760,285

継 続 費 に 関 す る

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	補 正 区 分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳		
						国 県 補 助 金	企 業 債	そ の 他
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	中 河 原 継 中 継 中 継 自 家 発 電 設 備 改 築 事 業	令 和 6 年 度		20,000	10,000	8,900	1,030
			令 和 7 年 度		280,000	36,000	218,800	25,132
			令 和 8 年 度	補 正 前	100,000	40,000	53,800	6,180
				補 正 額	18,000		16,100	1,854
				補 正 後	118,000	40,000	69,900	8,034
			計	補 正 前	400,000	86,000	281,500	32,342
				補 正 額	18,000		16,100	1,854
				補 正 後	418,000	86,000	297,600	34,196

調 書 (補 正)

(単位：千円・%)

	令和6年度末 までの支払 義務発生額	令和7年度末 までの支払 義務発生額	令和8年度 支払義務 発生予定額	令和8年度末 までの 支払義務 発生予定額	令和9年度 以降の 支払義務 発生予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率
損益勘定 留保資金						
70						0.0
68		20,000		20,000		4.8
20			380,000	380,000		95.2
46			18,000	18,000		
66			398,000	398,000		
158		20,000	380,000	400,000		100.0
46			18,000	18,000		
204		20,000	398,000	418,000		

令和8年度厚木市公共下水道事業予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		809,310,201	
ロ 建物	1,015,351,020		
減価償却累計額	△ 229,813,110	785,537,910	
ハ 構築物	93,502,484,768		
減価償却累計額	△ 24,198,570,472	69,303,914,296	
ニ 機械及び装置	926,696,650		
減価償却累計額	△ 302,873,187	623,823,463	
ホ 工具、器具及び備品	14,981,820		
減価償却累計額	△ 10,369,673	4,612,147	
ヘ 建設仮勘定		1,283,498,038	
有形固定資産合計			72,810,696,055

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア		4,975,355	
ロ 施設利用権		3,005,666,781	
無形固定資産合計			3,010,642,136

(3) 投資その他の資産

イ 出資金		7,830,000	
ロ 破産更生債権等	11,443,894		
破産更生債権等 貸倒引当金	△ 11,443,894	0	
投資その他の資産合計			7,830,000

固定資産合計 75,829,168,191

2 流動資産

(1) 現金及び預金 2,863,760,285

(2) 未収金 581,438,000
未収金貸倒引当金 △ 17,074,764 564,363,236

流動資産合計 3,428,123,521

資産合計 79,257,291,712

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 15～20年

工具、器具及び備品 5～10年

イ 無形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

ソフトウェア 5年

施設利用権 35年

(2) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部について予算措置を行うこととなっているため、退職給付引当金は計上していない。

ウ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度末の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理としている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引に関する事項

当年度、新たに取得する受贈資産の見込額として、資産及び負債に544,797,000円を計上している。

3 予定貸借対照表に関する注記

企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は12,510,882,012円である。

4 セグメント情報に関する注記

厚木市公共下水道事業会計は、公共下水道事業のみを運営しているため、報告セグメントは単一としており、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	2,640,000円
1年超	9,680,000円
計	12,320,000円

6 その他の事項に関する注記

(1) 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

令和8年度において、職員の期末手当及び勤勉手当並びにそれに伴う法定福利費を支出するため、賞与引当金16,427,000円及び法定福利費引当金3,320,000円を取り崩す予定である。

(2) 貸倒引当金の取崩し

令和8年度において、下水道使用料に係る債権の不納欠損処理を行うため、貸倒引当金4,020,000円を取り崩す予定である。

(3) 会計年度をまたぐ補助金の収益化に関する事項

令和6年度に受け入れたクリーンエネルギー自動車導入促進補助金については、財産処分制限期間として定められた4年間で収益化することとしており、当年度の公用車賃借料に対応した収益化見込額137,000円を営業外収益に、1年以内に収益化が見込まれる137,000円を流動負債に、1年を超えて収益化を行う81,708円を固定負債に、それぞれ計上している。

令和8年度厚木市公共下水道事業会計

収益の収入

収入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益	6,588,000	19,570	6,607,570
1 営業収益	4,006,351	17,902	4,024,253
2 雨水処理負担金	838,399	17,902	856,301
2 営業外収益	2,581,649	1,668	2,583,317
9 消費税及び地方消費税還付金	4,000	1,668	5,668

支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用	6,965,000	20,000	6,985,000
1 営業費用	6,699,011	20,000	6,719,011
1 管渠費	584,582	20,000	604,582

補正予算（第1号）予算明細書

及び支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 雨水処理負担金	17,902	一般会計負担金増
1 消費税及び地方消費税還付金	1,668	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
21 委託料	20,000	大規模下水道管路対策方針検討委託料

資本的収入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入	2,093,000	17,954	2,110,954
1 企業債	1,199,900	16,100	1,216,000
1 企業債	1,199,900	16,100	1,216,000
5 分担金及び負担金	29,736	1,854	31,590
3 工事負担金	6,180	1,854	8,034

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	2,907,000	18,000	2,925,000
1 建設改良費	1,510,871	18,000	1,528,871
4 ポンプ場改良費	100,048	18,000	118,048

及び支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 企業債（建設改良）	16,100	公共下水道事業債増
2 ポンプ場工事負担金	1,854	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23 工事請負費	18,000	中河原中継ポンプ場自家発電設備改築事業費増